

とどめず、それを長く有効に活かす
ということです。

国際的には、BCPとは緊急対応における動き方をどう計画するかという狭い意味で使われることが多く、事前対策あるいは訓練といった計画については、BCMの要素と位置づけられます。

まず、事業継続の概念を説明します。平成25年8月改定の内閣府「事業継続ガイドライン」で紹介されています。地震などの突発型の事象における時間軸と操業度から事業継続（BC）の概念図をみてみましょう。何もしなければ復旧に時間がかかるなり時間が経たないと操業度が上昇してしません。そこで、対策を講じて復旧曲線を事象発生から時間をおかずには上昇させたいと考えます。

ここでポイントとなるのが「許容限界」を認識するということです。内閣府の事業継続ガイドラインでは操業度と言っていますが、ビルオーナーの皆さんのは製品供給ではなくサービス提供ですので、許容限度とはテナントが許容する「ビル使用の復旧時期の限度」や「最低限のビルサービス提供の限度」ということになります。簡単に言うと、テナントが「こんな状況は勘弁してくれ、もう退去するよ」ということになる前がぎりぎりの限度です。そうなる前に平常時に近い水準まで復旧する

ことを目指す、ということです。是非、テナントの立場に立って、どういう状況までだつたら退去せず、ビルに居てくれるのかということを考えてみてください。

ビル管理という業態においては、テナント側の要求度合によって何時までにどの水準まで復旧すべきかが最多に影響を受けることになります。がテナントとして入居しているビルは非常用電源を確保する、あるいは数時間のうちに復旧させる、といったようなことが求められます。しかし、その要求にあまりにも眞面目に応じてBCPを作成しようとすると、実現できない無理なBCPになってしまいます。実際、銀行にしても夜間に大災害などが発生すれば、行員が容易に参集できません。また、銀行でも被災直後に確保すべきオペレーションは実は限定的であり、急ぐのはお金を払う、引き出し業務くらいではないでしょうか。ビルオーナーはテナントにサービス提供する業態ですから仕方ないと、実現できません。たとえば、自動車の生産の場合、サプライチェーンの中にあ

ることを目標に、ということがあります。

東日本大震災の前、ある大手メーカー

が作成したBCPの内容に、1週間で車の生産を始めると書いてあります。した。「どんな災害でも生産は1週間で再開します。だから、部品メーカーもそれに合わせてBCPを作成してください」と要請していたのです。

ところが、東日本大震災が発生す

ると、車に欠かせないマイコンのメー

カーカーが2ヵ月程度生産再開できず、

いくら大手メーカーが1週間で車の生産を復旧させるというBCPを作成していくも、この主要な部品が届かないれば実現不可能なものだった

ということがわかりました。ですから、部品メーカーの側でも「1週間で平常時と同じように部品の供給を始める」というBCPを作成する必要は、実はなかつたということなのです。

危機的な事態が発生した場合の対

応計画（狭義のBCP）では、まず、建物の安全確保、避難・誘導、そして重要な業務の回復に努めることが肝要です。そのためには、災害発生時直後に実施すべき対応、手順を決めておき、速やかに実施できるようになります。たとえば重要な設備が破損していることが分かれれば、設備メーカーに早く連絡しておかないと、順番待ちになってしまいすぐに復旧できなくなります。

また、平常時から事前に備えをしておく必要があります。ビルオーナーとしては、まず建物の耐震補強が挙げられます。そのほか、緊急時に不可欠な人材の代理の確保、設備や材料の二重化なども必要です。調達先も、いつものメーカーが駄目になつてしまふことがあります。とくに人事異動で人が交代する、さらに、BCPは一度作成したら、その後そのまま有効かというと全く違います。とくに人事異動で人が交代する、合せて修正しないとBCPの効果が低下してしまいます。また、

BCP作成で大切なこと

皆さんも是非、自動車産業界を参考にして、テナントの動きを考えながら、無理のないBCPを作成してほしいと思います。

です。

これは、皆さんの業態だけではありません。たとえば、自動車の生産車の部品メーカーなども同じです。

BCP作成で大切なことの一つは、災害を地震に特定せず、「何らかの原因」で自社にこのような制約が生じたら、というように、最近多い風水害などを含めて作成するのが実は有効なことで、これが国際的なやり方

オフィスビルの耐震化推進講演会報告

東北大学教授
丸谷 浩明氏

テナントの立場で、
許容限界を考える



（社）東京ビルディング協会は、東京都の呼びかけに応じて「耐震化推進都民会議」に参加し、東京都の推進する建物の耐震化に協力している。8月24日から9月6日にかけて実施された「2014夏の耐震キャンペーン」の一環として、9月12日東京都千代田区の日本工業俱楽部2階大会堂で、「一般公開の「オフィスビルの耐震化推進講演会」を開催した。

主催者を代表し、組織・広報活動委員会の森隆委員長の挨拶で開会しました。今年の講習会は「中小オフィスビルにおける事業継続計画（BCP）の作成－BCPは優良オフィスビルの必須要件－」を総合テーマに据え、4名の講師を招き、講演を行った。基調講演は、国の中央防災会議で「事業継続ガイドライン」策定に携わり、BCPに関する数多くの著書がある防災関係の第一人者 東北大学災害科学国際研究所教授の丸谷浩明氏。丸谷氏はビル経営に求められる事業継続マネジメントについて解説。続いて、東京協会の小川富田常務理事が協会の実施した調査から明らかになった中小ビルテナントの防災意識等を紹介したほか、日本ビルディング協会連合会が今夏発表した「中小ビルのための事業継続計画作成支援ツール」の開発に携わった東京協会中小ビル事業委員会の猪股徳臣委員長と清宮仁幹事が同支援ツールの解説を行った。

各講師の講演要旨をまとめて紹介する。

CONTENTS

オフィスビルの
耐震化推進講演会報告

2

東京都議会への
要望活動について

7

東京メトロの
浸水対策の取り組み

8

ビル営業動向調査
(平成26年7月分)

新規賃料
上限・下限ともに
やや下落

11

ビルキョウサロン
クラウド型不動産管理
パッケージのご紹介

12

オフィスビルの
災害対策で新提案

老朽建物の建替えに
係る借家人の
立退料評価について

12

理事会・委員会報告
未来研究会が発足！

平成26年度新会員紹介

14

表紙写真／今夏誕生した、三菱倉庫の「日本橋ダイヤビルディング」。日本橋川から望んだ外観にも重厚さを添える。耐震対策、浸水対策、建物内排水循環システムなど、先進の都市防災ビルとして注目を集めます。

(写真／文 T.ARAI)

地復旧ができる方が有利です。従つて、耐震補強を実施しておくことは事業継続のために有利です。

また、BCPでは、大地震が発生したとき、初動の計画は「就業時間内」と「就業時間外」に分けるように助言しています。就業時間外では、まず自分自身と家族の身を守ることが先決です。家族や自宅に被害がなければ、自社拠点に参集するということがあります。しかし、参集が危険な場合は無理に移動をさせてはいけません。

一方、就業時間内の場合は、社員自身が身を守り、同僚の安全を確保し、屋外避難するかどうか判断することになります。特に都心やその近郊にあるビルでは、事業継続の初動において、この2つのフローに分けて考えておく必要があります。

ここで「屋外避難」が出てきましたが、悩ましい問題があります。屋外避難を誰が指示するかは、自社ビルの場合とテナントビルとで違つて、どうするのか指示しなければなりません。

首都直下地震の被災 企業への影響

政府の首都直下地震に関する最新報告によると、首都直下地震の中で、被害が大きいタイプとして、都区部直下のM7クラスの地震（都心南部直下地震）と、相模トラフ沿いのM8クラスの地震（大正関東地震タイプの地震）の2つを示しています。このうち、相模トラフ沿いは今世紀中の発災懸念は低いので、首都中枢機能への影響が大きい都心南部直下地震の被害想定を従来よりも詳しく

が、政府が出している最新の被害想定をテナントに見せ、よく話し合う

郊外から都心部への社員の即時参集は難しく、勤務時間内の発生の場合には都心に残留している社員は備蓄の不安も抱え、とても事業継続がでるべきような状況にはないと思われます。ですから、冒頭触れたように、テナントも事業継続できそうにない状況なわけで、皆さんの社員を命がけで都心部へ参集させる必要はないはずなのです。銀行などはそれでも事業継続にこだわるかもしれません

この被害想定の250mメッシュ別の焼失棟の分布図をみると、環状7号線や環状8号線エリアに木造密集地域があり、火災の発生によつて環状線沿いが火の輪になり、通行規制で往来ができなくなります。一方都心部では焼失はほとんどなく安全です。先ほど「無理に移動させない」と言いましたが、このことがその根拠の一つです。そして、この沿道火災等から、首都直下地震が発生すると物流は当面困難になります。

検討しています。

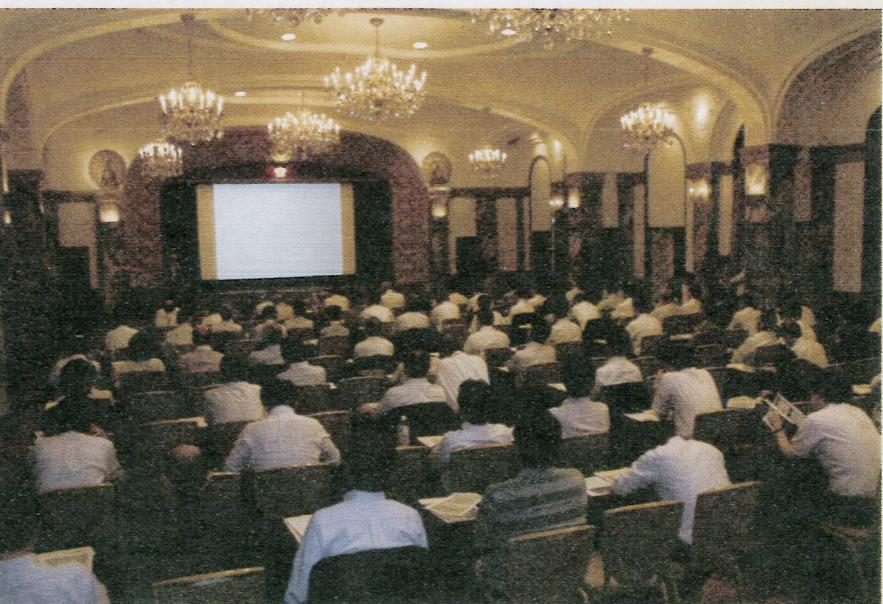
防災対策でオーナーとテナントに意識格差

検討しています。
この被害想定の 250m メッシュ別の焼失棟の分布図をみると、環状 7 号線や環状 8 号線エリアに木造密集地域があり、火災の発生によつて環状線沿いが火の輪になり、通行規制で往来ができなくなります。一方、都心部では焼失はほとんどなく安全です。先ほど「無理に移動させない」ルでは、施設の安全確認をして、6 時間以内に誘導するよう命じています。いま、建物の安全確認の方法を含め、このマニュアルの改正の準備が進んでいます。

考え方」、「サプライチュー
ンの考え方」、「情報の繼
続的可用性の考え方」、

ここまで考案なればなりません。
せん。

用すべき対応の戦略と「復旧戦略」が多くの場合選択肢になりますが、軽い被害の場合は事後に復旧対応を行えば足りますが、中度被害にまで備えるなら、拠点補強投資が必要になります。さことに、大被害にも備えるなら、代替戦略、皆さんにとってはビルが使用不能になる場合の対応のことです。



従前が困難を被害を受けた場合でも「資金繰りや投資の考え方」などから強烈な印象を受けた。一方で、事業の継続性が重要であることは限らないことに注意が必要です。火災や津波被害、ライフラインの長期間途絶、感染症の拡大やテロによる災対策には、取引先の立場からは不可欠な「時間の概念」が不足しているため、「防災対策には、倒産に直結する「キャッシュフロー」の観点が不足しているため」「従前通りに事業復旧しても、後で経営が行き詰つては意味がないため」などが挙げられます。

そして、実際の災害では、現拠点

事業継続と 建物の安全確認

建物の安全確認

A black and white photograph of a man with dark hair, wearing a dark sweater over a light-colored collared shirt. He is holding a microphone in his right hand and looking slightly to his left with a thoughtful expression. The background is a textured wall.

屋外避難するかどうか判断することになります。特に都心やその近郊にあるビルでは、事業継続の初動において、この2つのフローに分けて考えておく必要があります。

地復旧ができる方が有利です。従つて、耐震補強を実施しておくことは事業継続のために有利です。

また、BCPでは、大地震が発生したとき、初動の計画は「就業時間内」と「就業時間外」に分けるように助言しています。就業時間外では、まず自分自身と家族の身を守ることができます。家族や自宅に被害がなければ、自社拠点に参集するということになりますが、参集が危険な場合は無理に移動をさせてはいけません。

一方、就業時間内の場合は、社員自身が身を守り、同僚の安全を確保し、

も、テナントが事業継続に取り組もうとしている場合には、よく話し合う必要があります。是非、そういう話をしたい。

点があるかないかで、指示が違つてきます。もし、事業継続の視点がなければ、建物管理者はその責任を回避するためにも、とにかく建物外へと避難指示を出しがちです。ただ、都市部ではビルの外はかえつて危険な場合も多いのです。一方、事業継続の視点がある場合は、危険がなければ、防災、事業継続に関わる社員の建物内での活動継続を許容するでしょう。ただし、危険がないことを誰が保証するかも難しい問題です。いずれにして

りません。その判断に事業継続の視
点は何かというと、「事業拠点の早期
防災対策に比較したBCPの有効
性はさい。

版)作成例」を紹介します。これは、数十人規模の中小の建設会社を対象にしたものですが、簡易版と言いながら約50頁のボリュームがあります。第1部が「事業継続計画」の基本方針・運用体制、第2部が「緊急対応と事業継続の計画」、第3部が「事前対策の実施計画」、第4部が「平常時の訓練・維持管理及び改善」、第5部が「資料」計画を根拠とした調査・分析・検討」の5部構成になっています。

この中で、皆さんに気を付けてもらいたいのは、「緊急対応の計画」と「事前対策の計画」を混同してはいけないとということです。事前対策の計画がまだ実現していないのに、実現したつもりになつて緊急時のオペレーションを考えてしまうと、実際には実施できないものとなってしまいます。たとえば、「事前対策で『5年計画で非常用電源を整備する』と計画した場合、まだ整備していないのに非常用電源が確保されている」という前提で計画しても意味があります。従つて、第2部と第3部というように、「緊急対応の計画」と「事前対策の計画」を分けているわけです。いま、既に整備され、実施されている事前対策だけを前提に緊急対応の計画を立てるということを理解して下

が、政府が出している最新の被害想定をテナントに見せ、よく話し合うことが大事だと思います。

最後に、帰宅困難者についてお話しします。東京都帰宅困難者条例で事業者に3日間の備蓄などの努力義務を課し、帰宅困難者を受け入れる体制の整備にも協力を求めています。一時滞在施設の運用マニュアル

郊外から都心部への社員の即時参集は難しく、勤務時間内の発生の場合には都心に残留している社員は備蓄の不安も抱え、とても事業継続がでるべきような状況にはないと思われます。ですから、冒頭触れたように、テナントも事業継続できそうにない状況なわけで、皆さんの社員を命がけで都心部へ参集させる必要はないはずなのです。銀行などはそれでも事業継続にこだわるかもしれません

検討しています。この被害想定の250mメッシュ別
別の焼失棟の分布図をみると、環状
7号線や環状8号線エリアに木造密
集地域があり、火災の発生によつて
環状線沿いが火の輪になり、通行規
制で往来ができなくなります。一方、
都心部では焼失はほとんどなく安全
です。先ほど「無理に移動させない、
と言いましたが、このことがその根
拠の一つです。そして、この沿道火
災等から、首都直下地震が発生する
と物流は当面困難になります。
また、夜間・休日発災の場合には

考え方」、「サプライエー
ンの考え方」、「情報の繼
続的可用性の考え方」、

ここまで考案なればなりません。
せん。

用すべき対応の戦略と「復旧戦略」が多くの場合選択肢になりますが、軽い被害の場合は事後に復旧対応を行えば足りますが、中度被害にまで備えるなら、拠点補強投資が必要になります。さことに、大被害にも備えるなら、代替戦略、皆さんにとってはビルが使用不能になる場合の対応のことです。

災対策には、取引先の立場が困難な被害を受けた場合に、自然災害となるのを防ぐため、「時間の概念」が不足しているため、「防災対策には、事業復旧しても、後で経ては意味がないため」になります。

建物の安全確認

「資金繰りや投資の考え方」などから
調されるのが特徴です。

